

International tax alert

インターナショナル タックス アラート

新日蘭租税条約の発効

Contents

1. 旧条約・新条約における投資所得、譲渡収益に対する税率の比較
2. 租税回避行為の防止規定
 - (1) 特典制限条項
 - (2) 導管取引防止規定
3. 投資所得に係る新条約の適用開始時期
4. 旧条約の選択適用

2010年8月25日に日本国政府とオランダ王国政府の間で署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約」(以下、「新条約」)について、それぞれの国における承認の手続きが完了したことを通知する外交上の公文の交換が2011年11月29日になされました。新条約は2011年中に発効して、2012年1月1日からその適用が開始されます。

※ 1970年に日本国政府とオランダ王国政府の間で署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約」については以下、「旧条約」とします。

新条約は、後述する租税回避行為の防止規定を設けた上で、投資所得(配当・利子・使用料)に対する源泉税率を軽減又は免除する一方、不動産関連株式(資産の価値の50%以上が源泉地国に所在する不動産により直接又は間接に構成される法人の株式(不動産関連株式が上場している場合には、5%超保有する場合に限る))等について源泉地国で課税できることとしています。

1. 旧条約・新条約における投資所得、譲渡収益に対する税率の比較

	旧条約		新条約			
	受益者/所得の内容	税率	受益者/所得の内容	税率	特典制限条項	導管取引防止規定
配当	議決権株式の25%以上を6ヶ月所有	5%	議決権株式の50%以上を6ヶ月所有、一定の年金基金	0%	有	有
	上記以外	15%	議決権株式の10%以上を6ヶ月所有	5%	無	
			上記以外	10%	無	
利子	政府機関等	0%	政府機関、銀行、一定の年金基金等、信用供与による設備、物品の販売又は役務の提供の結果として生ずる債権に関して支払われる利子	0%	有	有
	上記以外	10%		10%	無	
			上記以外	10%	無	
使用料	全て	10%	全て	0%	有	有
譲渡収益(株式)	全て	0%	不動産関連株式等	日本の法人税率	有	無
			上記以外	0%		

2. 租税回避行為の防止規定

新条約では、源泉地国での課税が免除される場合に適用される特典制限(Limitation on Benefits, “LOB”)条項、投資所得やその他の所得に適用される導管取引防止規定といった租税回避行為の防止規定が新たに設けられました。

(1) 特典制限条項

新条約では、第10条第3項(配当の源泉地国免税)、第11条第3項(利子の源泉地国免税)、第12条(使用料の源泉地国免税)、第13条(譲渡収益の源泉地国免税)、第20条(その他の所得)の特典を受けることができる者は、原則として適格者(個人、適格政府機関、上場会社やその子会社、年金基金等)に限定されています。また、適格者に該当しない場合においても、派生的受益基準、能動的事業活動基準、多国籍企業本社基準のいずれかを満たす者や、これらの基準により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときであっても権限のある税務当局の認定を受ける者は特典を受けることができるとされています。

(2) 導管取引防止規定

導管取引防止規定により、第10条(配当)、第11条(利子)、第12条(使用料)、第20条(その他の所得)において認められる特典は、これらの所得の受領者が、支払いを受けた所得と同種の所得を第三国居住者に対して支払うこととされているなど、その取引が導管取引と認められる場合には、その受領者はこれらの所得の受益者には該当せず、新条約の恩典を受けることができないものとされています。

3. 投資所得に係る新条約の適用開始時期

新条約の第30条2項により、源泉徴収される租税については、2012年1月1日以後に租税を課される額について適用することとされます。

「2012年1月1日以後に租税を課される額」の具体的な判断基準は明らかにされていませんが、同様の表現が使用されている現行の日米租税条約が2004年に導入された際には、日本から米国へ支払われる投資所得について、国税庁から以下の判断基準が公表されています。条約の適用開始日以後に「支払を受けるべき」投資所得から新条約が適用されるとされ、「支払を受けるべき日」が具体的に示されています。

(参考:一部抜粋)

国税庁

日本における日米新租税条約の適用開始日について (投資所得に対する源泉所得税関係)

日米新租税条約は、平成16年7月1日以後に租税を課される額に適用されることから、同日以後に「支払を受けるべき」投資所得(配当、利子及び使用料)から適用される。

日米新租税条約の適用において、支払を受けるべき日は具体的には以下の通りとなる。

- ▶ 配当
株主総会において配当の決議があった日
なお、中間配当については、取締役会の決議のあった日
- ▶ 利子・使用料
契約においてその支払日が定められているときはその支払日、支払日が定められていないときは実際に支払が行われた日

4. 旧条約の選択適用

新条約の第30条4項は、新条約によるよりも、旧条約による方が有利な特典を受けられる場合には、納税者の選択により、新条約の適用日から12カ月間、旧条約を適用することを認めています。すなわち、2012年12月31日までは旧条約と新条約の選択適用が可能であり、早期に、旧条約と新条約のいずれの適用が有利かを検討したり、将来の株式譲渡を見据えたプランニング等の検討を行うことが重要です。

(参考資料)

- ▶ 財務省 「オランダ王国との新租税条約が発効します」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/sy231130ne.htm

■ タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20111130-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。